

長介第528号

令和3年4月28日

高齢者施設等の長様

長岡市福祉保健部介護保険課長

### 高齢者施設等における事故等の報告について（依頼）

日ごろ、長岡市の介護保険事業等の円滑な実施に御協力いただき、誠にありがとうございます。

先般、県から通知された「高齢者施設等における事故報告の取扱いについて」（令和3年4月12日付け高齢第66号新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長通知）に係る市への事故報告について、下記のとおり御報告くださるようお願いします。

なお、県から事故報告の対象となっていない一部の施設等につきましても、保険者として事故報告の提出をお願いする施設等として本通知を送付していますので、今後の対応と御協力をお願いいたします。

#### 記

##### 1 対象施設等

県で事故報告の対象としている施設等のほか、次の事業所についても報告をしてください。

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・居宅介護支援

居宅における事故等については、サービス提供（訪問）時又はサービス提供に大きく影響すると判断した事故（個人情報紛失を含む）等について報告してください。

##### 2 報告様式

現行の【様式1】（負傷・死亡）、【様式2】（誤薬・盗難・傷害事件・行方不明・個人情報紛失等）、【様式3】（改善計画）を廃止し、5月提出分から別紙の【様式1】により報告してください。（県で通知された様式から変更していますので、必ず長岡市の様式を使用してください。）

※【様式4】（食中毒、伝染病、感染症）及び【様式5】（火災、台風、地震、水害、雪害、落雷等）については現行どおりです。

### 3 報告期限

新様式1により、次の（1）～（4）の段階に応じて報告してください。（1）の期限内に（1）と（2）をまとめて報告することも可能です。

#### （1）第1報

[1 事故状況]～[6 事故発生後の状況]について、可能な限り記載し、事故発生後速やかに、概ね5日以内に報告してください。

#### （2）改善計画報告

[7 事故の原因分析]～[9 上記7・8における職員の参画状況]について、事故発生後14日以内に報告をしてください。

#### （3）最終報告

[10 再発防止策の実践状況]等について、改善計画立案・実施後1か月を目途に報告してください。

#### （4）その他

各報告内容に追加で記載が生じた際に随時報告してください。

### 4 提出方法

パスワードにより確認を行うことができる方法に限り、メールでの報告を可能とします。それ以外は今までどおり紙で提出（郵送可）してください。いずれの場合でも、個人情報の取扱いについては十分注意してください。

### 5 その他

次の「個別報告」の案件については、電話で第一報を行った後、速やかに様式1による報告をしてください。

※夜間等市役所が閉庁時は概要（個人情報は不要）、報告担当者及び連絡先をメールで報告してください。様式1を使用して個人情報を除いた記載によるものでも可能です。

#### 「個別報告」

- （ア）警察等外部機関が関与したもの（不自然死、自殺、行方不明 等）
- （イ）報道機関に情報が伝わる可能性がある、又は既に伝わっているもの
- （ウ）事故原因や施設等の対応等に疑義があり、トラブルに発展する可能性がある者等

担当：介護保険課 給付係 石黒  
電話：0258-39-2245（直通）  
FAX：0258-39-2278  
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp